

重要施策に係る町民参画手続の実施状況を公表します (令和3年10月～12月)

安平町町民参画推進条例第6条に基づく重要施策に係る町民参画手続の実施状況についてお知らせします。各実施結果の詳細については、町ホームページをご覧ください。担当課へお問い合わせください。

安平町地域公共交通計画の策定	
実施状況	アンケート調査 令和3年9月4日～10月6日 回答件数 486件 回収率 13.7% ワークショップ 全5回開催(令和3年10月6日～10月22日) 参加者 延べ43人
担当課	政策推進課政策推進グループ ☎② 2751
安平町立小中学校再編整備計画の策定	
実施状況	パブリックコメント 令和3年10月29日～11月19日 意見0件
担当課	教育委員会学校教育グループ ☎⑨ 7036

町道の除雪に関するお願い

町の除雪体制については、これまでも除雪、積雪による幅員の狭小や見通しの悪化、吹き溜まりの発生に対し、町民生活へ影響が生じないように除排雪の実施に努めてきたところであります。

今後も引き続き、降雪や積雪の状況に努めながら、作業の効率化やより一層効果的な除排雪に向けて取り組んでいきますが、そのためには町民の皆様のご協力が必要です。

つきましては、下記についてご協力いただき、町の除雪作業へのご理解をお願いします。

・道路への雪出しはやめてください。

自宅の敷地などから雪を道路区域に出すことは、雪山を作り、車道の通行や通勤・通学の方、お年寄りの安全な歩行の妨げになります。

・路上駐車、歩道上の駐車、物の放置はやめてください。

車道・歩道に駐車や物を放置されると作業の妨げになり、除雪できずに雪が残ってしまいます。

・除雪作業後の各家庭の間口に残った雪は、各家庭で除雪をお願いします。

・作業中の除雪車に近づかないでください。

除雪作業中の除雪車に近づくと、重大な事故が起きてしまいます。特に、幼児・児童などが除雪車に近づくと大変危険ですので、小さなお子様がいる家庭では十分にご注意ください。

また、除雪車の無理な追い越しも大変危険ですのでおやめください。

問合せ 建設課土木・公園グループ ☎⑨ 7075

公共下水道事業計画変更の縦覧について

下水道法施行令第3条の規定により公共下水道事業計画変更の図書を一般の縦覧に供します。

縦覧期間 2月21日(月)～3月7日(月) 8時30分～17時15分 ※土日、祝日を除く

縦覧場所 水道課(総合庁舎)、住民サービス課(総合支所)

問合せ 水道課下水道グループ ☎② 2730